

## 10 周産期医療体制

### (1) 現状

#### ア 出生数等

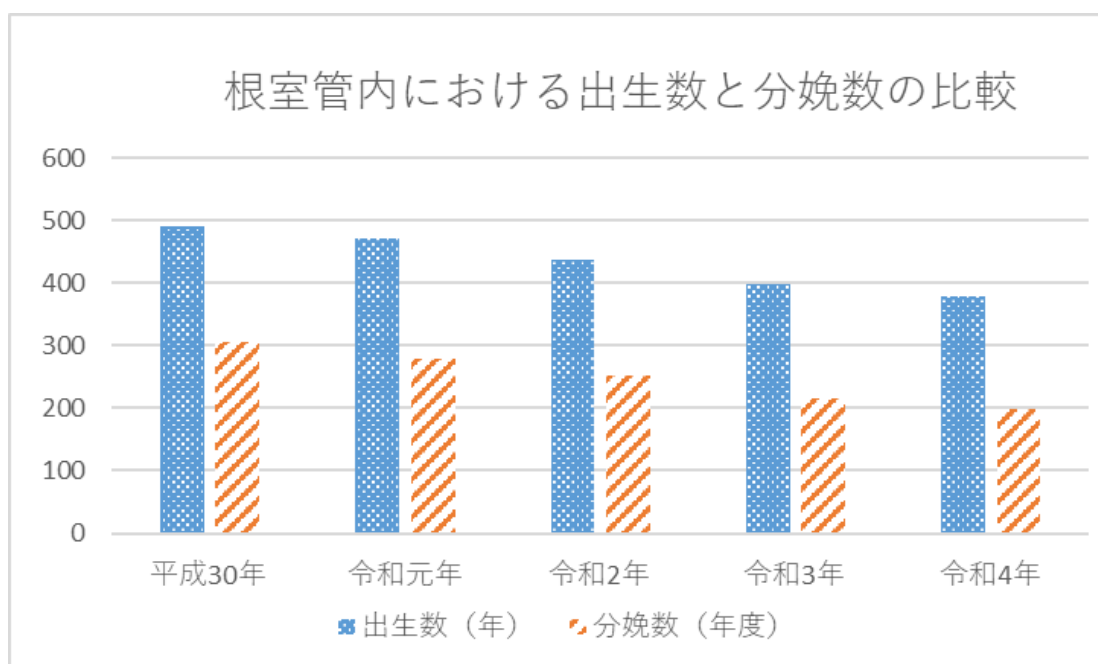
- 根室圏域の令和4年の出生数は379人で、平成30年と比べ112人(22.8%)減少しています。
- また、根室圏域における分娩数も同様に減少傾向にあり、出生数の5割程度となっています。

#### 【出生数等の推移】

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数 (人)	根室市	135	136	115	113	109
	別海町	107	96	105	95	87
	中標津町	197	164	163	139	140
	標津町	27	49	33	34	26
	羅臼町	25	27	21	18	17
	根室管内	491	472	437	399	379
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
分娩数	市立根室病院	34	42	31	26	23
	町立別海病院	30	29	40	8	2
	町立中標津病院	241	207	181	181	174
	3病院計	305	278	252	215	199

\* 出生数～厚生労働省人口動態統計

\* 分娩数～助産師外来・院内助産所の設置及び分娩状況等の調査及び分娩取扱施設調査



## イ 周産期を担う医療機関

- 根室圏域において産科・産婦人科を標榜する医療機関は3機関となっています。
- 令和6年4月から町立別海病院が分娩を休止しており、市立根室病院及び町立中標津病院の2機関で分娩に対応しています。
- また、町立中標津病院では、平成30年3月から助産師外来を開始しています。

### 【産科又は産婦人科を標榜している医療機関】 令和6年4月1日現在

市町	病院
根 室 市	市立根室病院
別 海 町	町立別海病院
中 標 津 町	町立中標津病院

- 令和4年度の3機関の分娩数は、市立根室病院が23件、町立別海病院が2件、町立中標津病院が174件となっています。
- 専門的な周産期医療を担う地域周産期母子医療センターは、根室圏域では町立中標津病院が平成25年4月に認定されています。
- また、第三次医療圏ごとに指定されている高度・専門的な周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターは、総合病院釧路赤十字病院が指定されています。

### 【周産期母子支援センター等の整備状況】 令和5年4月1日現在

医療圏	地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター	特定機能周産期母子医療センター
根 室 管 内	町立中標津病院	総合病院釧路赤十字病院	道立 子ども総合医療・療育センター (コドモックル)
釧 路 管 内 (二次医療圏)	市立釧路総合病院		
釧 路 ・ 根 室 (三次医療圏)	—		
全 道	30か所	6か所	

\* 北海道医療計画別表17

#### <周産期医療>

○ 妊娠22週から出生後7日未満までの母体・胎児・新生児に対する医療

#### <北海道周産期医療体制整備計画>

○ 平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づき「整備計画」を「医療計画(周産期医療体制)」に一体化した上で、医師の確保や救急、災害医療など、他事業とより一層の連携を図りながら、周産期医療体制の整備に取り組むこととした。

## ウ 産婦人科医師等の状況

- 町立別海病院においては産婦人科医が常勤から非常勤となったことから令和6年4月から分娩を休止しています。一方で妊婦健診や外来診療は継続となっています。

## (2) 課題

### ア 周産期を担う医療機関

- 根室市、標津町、羅臼町から、総合周産期母子医療センターである総合病院釧路赤十字病院（釧路市）までの移動時間は、自動車等で2時間を超えており、迅速な搬送など緊急時の対応を整える必要があります。

### イ 産婦人科医師等の状況

- 市立根室病院における分娩は、令和6年4月現在、経産婦限定であることから、今後、初産にも対応できるよう体制の強化が求められており、産婦人科医師等の安定的な確保が必要です。

## (3) 必要な医療機能

- 周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として、三育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携、第三次医療圏間の連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、圏域を越えた母体及び新生児の搬送及び受け入れが円滑に行われるための措置）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩などに対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保が必要です。

### ア 正常分娩等に対し安全な医療を提供するための周産期医療関連施設間の連携

- 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施できる体制の構築が必要です。
- ハイリスク分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築が必要です。

### イ 周産期の救急対応が24時間可能な体制

- 総合周産期母子医療センター（総合病院釧路赤十字病院：三次医療圏（釧路・根室））及び地域周産期母子医療センター（市立釧路総合病院、町立中標津病院：二次医療圏（釧路・根室））を中心とした周産期の救急体制の構築が必要です。

### ウ 新生児医療の提供が可能な体制

- 新生児搬送や、NICU、NICUに併設された回復期治療室及びNICU等の後方病室確保を含め、釧路圏域との連携が必要です。

### エ NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、**根室圏域**の医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。

## オ 周産期における災害対策

- 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受け入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

### (4) 数値目標等

項目	現状	令和11年度までの対応
分娩受け入れ体制 市立根室病院 町立中標津病院 町立別海病院	経産婦限定 － 分娩取扱い休止	分娩受け入れ体制の強化

### (5) 数値目標等を達成するために必要な施策

#### ア 周産期を担う医療機関

- 経産婦限定で分娩を受け入れている根室市においては、初産に対応できるよう体制の強化が必要です。体制が整うまでの間、釧路市、中標津町内の分娩受け入れ可能な医療機関との連携を図ります。
- 身近なところに産科医療機関がない標津町、羅臼町においては、妊産婦の負担軽減につなげるために、町立中標津病院の産婦人科医師の指導の下、助産師や医療ソーシャルワーカーとの連携強化を図ります。

#### イ 産婦人科医師等の状況

- 経産婦限定で分娩を受け入れている市立根室病院については、三医育大学、他医療機関などの協力の下、産婦人科医師及び小児科医師の常勤の固定医確保に努めます。

#### ウ 根室圏域における地域周産期母子医療センター機能の充実

- 平成25年4月に認定を受けている町立中標津病院の機能の充実を図ります。

#### エ 救急搬送体制の整備

- 妊産婦や新生児のスムーズな地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターへの救急搬送体制の確保に取り組みます。

## オ 周産期における災害対策

- 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受け入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築に努めます。

## (6) 医療機関等の具体的名称 〈周産期母子医療センターの一覧〉

【周産期母子医療センターの一覧】

令和5年4月現在

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	【指定年月日】 (認定年月日)
釧路・根室	釧路	1 釧路赤十字病院	総合	【平成15年7月31日】
		2 市立釧路総合病院	地域	(平成13年10月1日)
	根室	3 町立中標津病院	地域	(平成25年4月1日)
合計		総合周産期母子医療センター	1 施設【指定1】	
		地域周産期母子医療センター	2 施設(認定2)	
		計	3 施設	

\* 周産期医療に係る医療機関名簿は、北海道医療計画別表 17～19 により随時更新

## (7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 妊娠中は内分泌機能の生理的変化により歯周病のリスクが高まることから、歯科医療機関に対し、妊娠週数に配慮した適切な歯科医療の確保に向けて周知を図ります。

## (8) 薬局の役割

- 妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局における薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）体制の構築に努めます。

## (9) 訪問看護事業所の役割

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。
- 心身の疾病や傷がいのある妊婦が不安なく妊婦期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町等地域関係者と連携し支援を行います。

# 参考【道としての取組イメージ図】

